

国立健康・栄養研究所と国民生活センターとの 連携の考え方について

平成20年1月30日
厚生労働省

独立行政法人国立健康・栄養研究所の概要

1. 発足 平成13年4月1日 設立（国の機関から特定独立行政法人へ移行）
平成18年4月1日 非公務員型独法へ移行
2. 役職員数 役員4名（理事長、理事、監事2名（非常勤）、職員：46名
（平成20年1月1日現在）
3. 所在地 東京都新宿区戸山1
4. 組織 6プログラム2センター、研究企画評価主幹、事務局
5. 事業概要 国民の健康の保持・増進及び栄養・食生活に関する調査・研究等の実施
（1）国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究
（2）国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究
（3）食品についての栄養生理学上の試験
（4）健康増進法に基づく業務
国民健康・栄養調査の集計
特別用途食品の許可又は承認に必要な試験及び収去された食品の試験
6. 最近の状況 平成18年度に非公務員化。第1期中期目標（H13～H17年度）中の実績評価を踏まえ第2期中期目標（H18～H22年度）において重点化された研究領域についてプロジェクト研究を実施。
第2期中期目標、中期計画において、平成17年度を基準として平成22年度までに一般管理費 10%以上、人件費 5%以上、業務経費 5%以上の削減達成予定。

健康増進法の概要

目的(第1条)

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図る

責務等(第2条～第6条)

国民の責務

健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚し、健康の増進に努める

国及び地方公共団体の責務

正しい知識の普及啓発、情報の収集等、研究の推進、人材の養成等、関係者に対する必要な技術的援助に努める

健康増進事業実施者の責務

健康教育、健康相談等の健康推進事業の積極的な推進に努める

基本方針等(第7条～第9条)

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を策定
都道府県等は、基本方針を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する基本的な計画を策定

国民健康・栄養調査等(第10条～第16条)

厚生労働大臣は、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を実施

保健指導等(第17条～第19条の4)

市町村は、医師等の職員に栄養改善等の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じさせ、必要な保健指導等を行わせる

特定給食施設等(第20条～第25条)

・特定かつ多数の者に継続的に食事供給する施設を設置した者は、都道府県知事に届け出
・学校等多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる

特別用途表示、栄養表示基準等(第26条～第33条)

販売に供する食品に、乳児用、病者用、高齢者用等の特別の用途に適する旨の表示(「トクホ」も含まれる)には、厚生労働大臣の許可が必要
(許可に係る手続等については、別紙を参照)

販売に供する食品に、栄養成分、熱量の表示をするには、厚生労働大臣が定める栄養表示基準に従うことが必要

食品として販売する物に、広告等の表示をするときは、健康保持増進効果等の虚偽誇大表示等をしてはならない

**国民の健康の増進に資する制度の一環
(収去試験は制度の担保措置の一つ)**

特別用途食品制度と収去試験について

<特別用途食品の許可・収去等の流れ>

